

COVID-19に関する今後の患者の発生動向等の把握に向けた全体像

第121回（令和5年4月19日）
新型コロナウイルス感染症対策
アドバイザリーボード

参考資料 2

事務局提出資料

R5.2.9第71回厚生科学審議会感染症部会資料（抜粋・一部改変）

	現行(新型インフルエンザ等感染症) 令和5年5月7日まで		感染症法上の位置づけの変更後の当面の対応 令和5年5月8日から		(参考) インフルエンザ	
	目的	現行の方法	目的	変更後の方法(案)	方法	
流行状況	国内の感染流行状況の把握	全数届出(HER-SYS)	国内の流行状況の把握	COVID-19定点 (感染症サーベイランスシステム)	インフルエンザ定点 (週報・集計)	
		総数報告(HER-SYS)		—		
		血清疫学調査、下水サーベイランス研究		血清疫学調査、下水サーベイランス研究を継続		
入院者数・重症者数	重症化の動向の把握	(入院が必要な者を4類型の一つとして把握) (HER-SYS)	国内の重症者の発生や特性の動向の把握	G-MISを用いた入院者数、ICU入室者数及び人工呼吸器使用者数等の把握を一定期間継続しつつ、入院基幹定点へ切り替え (感染症サーベイランスシステム)	基幹定点 (週報・集計)	
		入院治療等を要する者等数報告(時点)(自治体からの報告)				
	療養に活用できる病床数等の把握	入院者数、使用病床数等の報告(時点) (療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査、医療機関日次調査(G-MIS))				—
	国内の重症者数とその特性の把握	重症者数報告(時点)(自治体からの報告)				必要に応じて積極的疫学調査を実施
	重症例・死亡例の記述的な情報の把握	COVID-19の重症例・死亡例の報告(月報)(自治体からの報告)				
病原体の動向	変異株の発生やゲノム変異の動向の把握	【都道府県】 新規感染者数のうち5～10%又は300～400件/週の報告(COG-JP) 【感染研】 民間検査機関による800件/週の報告(COG-JP)	変異株の発生やゲノム変異の動向の把握	【都道府県】 100/週(300～400/月)程度 (COG-JP) 【感染研】 民間検査機関による200件/週(800件/月)(COG-JP)	5類病原体定点	

COVID-19に関する今後の患者の発生動向等の把握に向けた全体像

R5.4.12第74回厚生科学審議会感染症部会資料（抜粋）

	現行(新型インフルエンザ等感染症) 令和5年5月7日まで		感染症法上の位置づけの変更後の当面の対応 令和5年5月8日から		(参考) インフルエンザ
	目的	現行の方法	目的	変更後の方法(案)	方法
死亡者数	感染後の死亡者の発生動向の把握	死亡者数報告(時点)(自治体) 人口動態統計 ※総死亡数の把握に2ヶ月、死因別死亡数の把握に5ヶ月要する。	感染後の死亡者の発生動向の把握	感染症法に基づく死亡情報の収集 人口動態統計 ※総死亡数の把握に2ヶ月、死因別死亡数の把握に5ヶ月要する。 協力可能な自治体が報告した総死亡数をもとにした超過死亡の迅速把握	NDBによる推計 人口動態統計 ※総死亡数の把握に2ヶ月、死因別死亡数の把握に5ヶ月要する。
検査数等	検査の実施状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関、民間検査会社等に対して、検体採取数（PCR,抗原定量・定性）等の報告を依頼し、集計。 メーカー等に対して、流通状況（出荷量、在庫量等）の報告を求めている。 	検査の実施状況等の把握	引き続き、以下の取組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> G-MISによる医療機関における「検体採取数」のモニタリング（検査種別の内訳は求めない） 抗原定性検査キットの流通状況のモニタリング 	—
集団感染	集団発生の状況等の把握	自治体のプレスリリース等をもとに報道等されている集団感染発生事案の件数を集計	集団発生の状況等の把握	他の感染症と同様の枠組みで対応（※）し、必要に応じて、保健所の判断により、積極的疫学調査等の介入を実施できる体制を整える	インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）

※・「インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」（平成27年3月9日厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染については、保健所に報告を求めている。

・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に準ずる。また、感染症法15条に基づく自治体における分子疫学調査の実施にて評価する。